

令和 2 年 度

定期監査等結果報告書

( 健康長寿推進課 )

豊前市監査委員

## 1. 監査の基準

本監査は、豊前市監査基準（令和元年豊前市監査委員告示第1号）に基づいて実施した。

## 2. 監査等の種類

定期監査

## 3. 監査の対象、範囲

(1) 対象 健康長寿推進課

(2) 範囲 令和2年4月1日から令和2年10月31日までに執行された財務事務並びにその他の事務の執行状況

## 4. 監査等の着眼点

(1) 事務事業の執行にあたっては、住民の福祉増進、市民負担の軽減、市民サービスの向上に努めているか。

(2) 事務事業等の執行が法令、条例、規則、予算及び議決等に基づきなされているか。

(3) 予算の執行、収入、支出、契約及び財産の管理等の事務は適正かつ効率的に行われているか。

(4) リスク管理体制（チェック体制）の整備は適切か。また、その体制は有効に運用されているか。

(5) 文書の処理方法、諸帳簿の記帳整理は適正に行われているか。

(6) 前回における指摘事項についての検討、改善がなされているか。

## 5. 監査等の主な実施内容

監査委員、事務局、関係職員出席のもと事前に提出を求めた監査資料について説明を受け、質問するなどの実情聴取を実施した。また、提出された諸帳簿等の関係資料を検査するとともに、必要に応じ事務局から質問、実査等をおこなった。

## 6. 監査の実施場所並びに日程及び監査の期間

(1) 実施場所 豊前市役所 監査委員事務局

(2) 日 程 ア. 概要説明 令和2年12月18日

イ. 講 評 令和2年12月25日

(3) 期 間 令和2年12月 1日 ～ 令和2年12月25日まで

## 7. 監査の結果

健康長寿推進課における財務等に関する事務事業は、概ね適正に執行されているものと認められたが、一部の事務処理において改善、検討を要する事項が見受けられたので、これらについては適正な事務処理を行うとともに、今後は十分研鑽され、財務事務等の執行について万全を期されるよう望むものである。なお、改善、検討を要する事項は次のとおりである。

## 記

### 1. 契約事務について

#### (1) 契約保証金免除について

契約書の契約保証金を免除する場合の適用条項に伴う確認資料のないものが見受けられた。

契約保証金を免除する場合においては、財務規則第 116 条各号いずれかの要件を満たすものであることを書面等で確認し、その該当条項を契約書において明確にしておく必要がある。

また、契約保証金は契約上の義務の履行を確保するために徴する担保という性質を有していることから、契約保証金又はこれに代わる担保が納付又は提供されない場合は、財務規則第 118 条に規定されている損害を補償させる措置である違約金条項を設ける必要があると思われる。適正な事務処理となるよう必要な措置を講じられたい。

#### (2) 業務委託契約について

食の自立支援事業及び訪問型食の自立支援事業について、受託業者が利用料金を徴収するよう契約書において規定している。

公金については厳格な取扱いが求められており、私人の公金取扱いの制限（地方自治法第 243 条）及び収入の徴収又は収納の委託（地方自治法施行令第 158 条）に規定されている。利用者の利便性や収納率等も考慮し、利用料金の徴収方法を精査し必要な措置を講じられたい。

また、利用料金の額の適正化についても近隣市町の調査を行うなどし、検討されたい。

#### (3) 事業報告について

訪問理髪サービス事業委託について、事業に係る報告書が適切に提出されていなかった。事業対象者がごく少数であることから、次回契約更新時に報告書提出時期について精査したうえで、受託業者と協議し、契約を締結されたい。